

日本企業による海外投資事業に対する国際協力銀行の支援制度 —新型コロナウイルス感染症への対応—

株式会社国際協力銀行（JBIC）は日本政府 100%出資の政策金融機関です。中堅・中小企業をはじめとする日本企業による海外投資事業などに対し、民間金融機関と連携して中長期のファイナンスを提供しています。資金貸付の形態としては、日本企業（投資者）に対する国内融資、日系現地法人（合弁企業含む）に対する直接融資、またはこれに貸付を行う国内外の銀行等を通じた融資などがあります。現在、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた日本企業の海外事業を支援するべく、「成長投資ファシリティ（新型コロナ危機対応緊急ウインドウ）」を設け、通常条件よりも更に柔軟な支援を行っています（但し、2021年6月30日まで）。

【対象資金】 日本企業による海外での設備投資資金や長期運転資金、海外企業・事業の買収資金など。

【貸付通貨】 円、米ドル、ユーロ、人民元、タイ・バーツ、インドネシア・ルピア、印ルピー、墨ペソ、南ア・ランド、露ルーブル等

【融資割合】 民間金融機関との協調融資を原則とし、当行融資分は外部調達資金の7割（中堅・中小企業案件。大企業案件は6割）が上限。融資金額に上・下限はなく、1~2千万円程度の少額案件でも取上検討は可能。

【融資期間】 対象事業のキャッシュフロー等に基づき検討（据置期間の設定も検討可能）

【金利】 円建及び途上国地場通貨建は固定金利ベース、米ドルやユーロ建等は変動金利ベース。

【担保・保証】 ケース・バイ・ケースで検討（中堅・中小企業案件では民間金融機関による保証も受入可能）

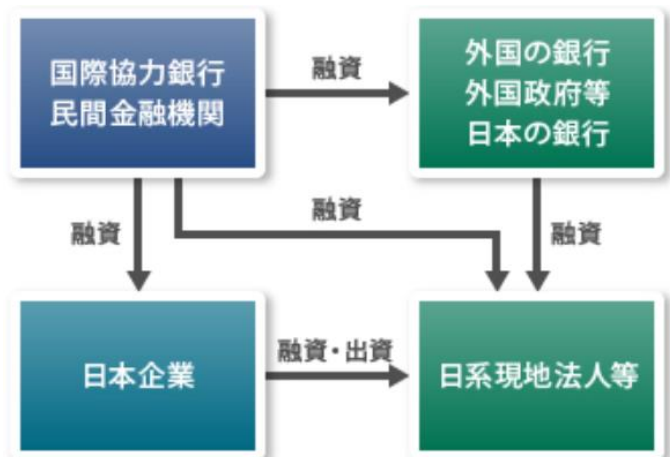
【投資環境情報】 主要国の投資環境情報を取り纏め、当行 HP 上で無料にて公開中。

(URL) <https://www.jbic.go.jp/ja/information/investment.html>

【その他】 当行融資分の利払いに係る源泉徴収税については、相手国との二国間租税条約により減免のケースあり。

(注1) 中堅・中小企業・・・親会社単体の①資本金 10 億円未満、又は②従業員数が製造業で 300 名以下、卸売業で 100 名以下（上場企業も含むが、大企業の連結子会社は除く）。これら以外は「大企業」扱い。

(注2) 適用条件については個別案件の内容によっても変わりうる。具体的な資金ニーズやご不明な点等があれば、お気軽に以下の窓口までお問合せ頂ければ幸いです。



<お問い合わせ先> 株式会社国際協力銀行（JBIC）大阪支店

（住所）〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田二丁目2番22号 ハービス ENT オフィスタワー23階

（TEL）06-6345-4100（代表）、（FAX）06-6345-4102、（URL）<https://www.jbic.go.jp/>

中堅・中小企業ユニット（中堅・中小企業担当窓口）：（TEL）06-6345-4107、（E-mail）C0733@jbic.go.jp

総務ユニット（新型コロナウイルス感染症対応相談窓口）：（TEL）06-6345-4105、（E-mail）C0710@jbic.go.jp